

岡山市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市が行う介護保険の要介護認定等に係る資料の開示手続に関し必要な事項を定めることにより、被保険者等の心身、環境、医療等の状況に応じた最適な居宅サービス計画、施設サービス計画、認知症対応型共同生活介護計画、特定施設サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画、地域密着型施設サービス計画、地域密着型特定施設サービス計画、介護予防サービス計画（介護予防ケアマネジメントA、B及びCに基づく計画を含む）、介護予防特定施設計画、介護予防小規模多機能居宅介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成を図ること等によって、良質な介護サービス及び介護予防サービス（岡山市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に基づくサービスを含む）の提供に資するための情報提供や、当該資料に関する個人情報保護することを目的とする個人情報保護制度及び被保険者が「知る権利」に基づき自己に係る個人情報の収集のために開示を請求したときに、取扱に十分な配慮をしつつ原則として開示することを目的とする情報提供制度（以下これらを「情報提供制度」と総称する。）の一層の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者等 要介護認定等の申請をし、結果（非該当、要支援認定及び要介護認定）の通知を受けた岡山市介護保険の被保険者をいう。
- (2) 請求者 この要綱に基づき資料の請求を行おうとする者をいう。
- (3) 請求書 要介護認定等の資料提供に係る請求書をいう。
- (4) 本人 情報提供制度により提供を行う資料に係る被保険者等をいう。
- (5) 本人情報 情報提供制度により提供を受けた資料に係る本人の情報をいう。
- (6) 親族情報 前号による本人の親族の情報をいう。

(提供の意義)

第3条 情報提供制度による資料の提供は、提供対象となった資料の内容に関する説明を伴うものではない。

(提供対象資料の要求の期間)

第4条 情報提供制度による資料の請求は、提供対象となった資料に係る要介護・要支援認定の通知の行われた月の末日の翌日から起算して5年を経過した日以後にはすること

ができない。

(提供対象資料)

第5条 情報提供制度により提供を行う資料は、次に掲げるとおりとする。ただし、資料として提供することに主治の医師（以下「主治医」という。）の同意が得られない場合及び個人名が特定される場合は、内容の一部又は全部を削除したものを提供の対象とする。

(1) 認定調査票（特記事項及び概況調査（別記部分）を含み、次条第1項第3号から第11号に定める者については、調査実施者が特定される部分を除く。）

(2) 一次判定結果（要介護認定審査会資料）

一次判定結果における主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度についてのみ以下ア及びイの取扱いを適用する。

ア 請求者が次条第1項第3号から第11号までに定めるもののとき。

同号資料中の介護サービス計画に利用されることの同意欄について、主治医の同意があるもの

イ 請求者がア以外のとき。

資料として提供することについて、主治医の同意があるもの

(3) 主治医意見書

ア 請求者が次条第1項第3号から第11号までに定めるもののとき。

同号資料中の介護サービス計画に利用されることの同意欄について、主治医の同意があるもの

イ 請求者がア以外のとき。

資料として提供することについて、主治医の同意があるもの

(4) 介護認定審査会議事録

(5) 認定審査判定結果

(提供対象者)

第6条 情報提供制度による資料の提供は、次の各号に掲げる者に対し、その者からの申請に基づいて行うものとする。ただし、第3号から第11号までの場合にあっては、第3号から第11号までに定めるものの職員その他の従業者を含むが、介護保険各種認定申請書に提示の同意が明記されているものに限る。ただし、介護保険各種認定申請書に提示の同意が明記されていない場合は、情報提供について本人の同意を示す文書の提出をもって明記されているものとする。

(1) 本人

(2) 成年後見人及び保佐人（請求に関する代理権を付与されている場合に限る。）（以下「成年後見人等」という）

- (3) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している指定居宅介護支援事業者
- (4) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設
- (5) 本人と認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している認知症対応型共同生活介護の事業者
- (6) 本人と特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している特定施設入居者生活介護の事業者
- (7) 本人と小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している小規模多機能型居宅介護の事業者
- (8) 本人と看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している看護小規模多機能型居宅介護の事業者
- (9) 本人と地域密着型施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域密着型施設
- (10) 本人と地域密着型特定施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域密着型特定施設
- (11) 本人と介護予防支援（介護予防ケアマネジメントA、B及びCを含む）に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域包括支援センター及び当該地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業者
- (12) 本人の主治医意見書を記載した医師
- (13) 本人の認定調査に従事した調査員

2 前項第12号及び第13号に掲げる者から申請があった場合の提供対象資料については、前条に定めるもののうち、認定審査判定結果に限る。

3 前条に定める介護認定審査会議事録及び認定審査判定結果については、第6条第1項第1号及び第2号に掲げる者のみ請求できることとする。ただし、前項に該当する者はこの限りでない。

(請求の手續)

第7条 前条による請求者は、別記様式による請求書の請求者欄、被保険者欄、請求資料欄及び形態欄を記載した後、本人同意欄に請求者との関係を証するとともに当該資料を本市が提供することに同意する旨の本人の署名を受けなければならない。ただし、申請者が本人又は成年後見人等の場合は、本人同意欄への記載を要しない。

2 前項の場合において、本人に署名能力がない場合は、前条第1項第3号から第13号までに該当する者が代筆し、かつ、代筆者の署名を合わせて行う（以下「本人等の署名」

という。) こととする。

- 3 請求者は、第7条第1項の記載を行い本人等の署名を受けた請求書を、本人の介護保険実施のための事務を行う本市に対し、担当区域の福祉事務所（住所が岡山市外の者は審査資料を保管する福祉事務所）に提出しなければならない。
- 4 請求者は、前項の請求を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であること（第6条第1項第1号に該当する場合にあっては、本人であること、第2号にあっては、本人の成年後見人等であること、及び第3号から第11号までに該当する場合にあっては、職員その他の従業者であることを含む。）を証する書類を提示又は提出しなければならない。

（資料の提供）

第8条 前条による請求を受けた本市は、第3項、第4項に該当する場合又はその場で資料の提供ができない特段の理由がある場合を除き、速やかに請求に係る資料の写しについて、閲覧又は交付をする。

- 2 前項により交付する写しの部数は、同一の申請者につき1部に限るものとする。
- 3 第1項の資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、本市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあっては、これを行うことができない。
- 4 請求者が、第6条第1項第1号及び第2号に該当する場合で、主治医の同意を得るまでの間にあっては、第1項の資料の提供についてその資料の一部又は全部について、これを行うことができない。

（資料の提供場所）

第9条 第7条による請求を行った場合の資料の提供場所は、特別の事情がある場合を除き、本人の住所を担当区域とする福祉事務所とする。

- 2 資料の写しの交付の場合は、郵送によることもできる。

（主治医等への照会及び通知）

第10条 第7条による請求を受けた本市は、資料の提供に当たって主治医の同意が必要な場合は、担当医療機関等に対し、回答期限を示して、関係資料の提供の適否について照会しなければならない。

- 2 本市は、第6条第1項第1号及び第2号までに定める者からの請求に対して、主治医の同意が必要な資料について一部又は全部の提供の決定を行った場合には、速やかにその旨を医療機関等に通知又は連絡しなければならない。
- 3 本市は、第8条の決定を行った場合には、速やかにその旨を請求者に通知又は連絡し、この要綱に従って資料の提供についての対応をしなければならない。

(提供を受けた者の遵守事項)

第11条 情報提供制度による資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本人情報又は親族情報を本人に良質な介護サービス及び介護予防サービス（岡山市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に基づくサービスを含む）の提供に資することや、本人の「知る権利」に基づく自己に係る個人情報の収集以外の目的に使用しないこと。
- (2) 本人及び本人の親族の情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供することをしないこと。
- (3) 資料の提供を受けた者（第6条第1項第3号から第13号までに該当する場合に限る。）の職員その他の従業者（退職した場合を含む）が、前2号の行為を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- (5) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適切な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。
- (6) 本人との介護サービス計画に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を責任を持って廃棄すること。
- (7) 本人又は本市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

2 請求者は、第7条第3項の請求を行うに際しては、請求書により前項各号に規定する事項の遵守を約するものとする。

(遵守事項違反に対する措置)

第12条 情報提供制度による資料の提供を受けた者が前条第1項各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第8条第1項の規定にかかわらず、その時以降の情報提供制度による資料の提供を行わないことができる。

2 前項の場合において、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定の取消し等の措置をとる場合がある。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、情報提供制度の実施について必要な事項は、岡山市情報公開条例に則り、介護保険課長及び福祉事務所長が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。